

日向市全市公園化事業補助金制度

生垣・沿道修景・公園等の緑化の推進を助成します。

市では、日向市全域を公園・憩いの場として捉え、市民のみなさんとともに、緑豊かな美しい都市の形成を図る「全市公園化事業」を推進するため、日向市全市公園化事業補助金を交付しています。補助の対象となる方は、緑化を推進する個人及び団体で、市は樹木や花の種子（球根）を補助し、植栽・維持管理については、個人・各団体で行っていただく事業です。補助金交付要綱や様式については、市のホームページのダウンロードサービスに掲載していますので、申請の際の参考にして下さい。

補助対象事業		補助対象費用	補助上限額	規模要件・補助回数
生垣植栽事業	緑の景観づくりに寄与する法定道路（国道、県道及び市道をいう。以下同じ。）に隣接する生垣に係る樹木の植栽	樹木の苗の購入費用	(1) 個人 3万円 (2) 団体 5万円	(1) 植栽距離が5メートル以上のものに限る。 (2) 1申請者につき補助は1回限りとする。
沿道修景事業	沿道修景に寄与する法定道路に隣接する農地及び空き地に係る樹木及び花の植栽	樹木の苗又は花の種子（球根を含む。以下同じ。）の購入費用	(1) 個人 3万円 (2) 団体 5万円	1申請者につき補助は1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
公園等緑化事業	私設公園（市民へ無料開放するものに限る。）の緑化整備その他の市長が必要と認める緑化事業	樹木の苗又は花の種子の購入費用	10万円	(1) 私設公園の面積は、概ね1,000㎡以上のものに限るものとする。 (2) 1申請者につき補助は1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。
		植栽を目的とした土地の整備に関する重機の借上料等	20万円又は補助対象費用の1/2のいずれか低い額	

◇これまでの各事業の実施例

沿道修景事業



公園等緑化事業



詳細については下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：市街地整備課 公園街路係 TEL：0982-52-2111（内線 2336）